６　担保権異議による一般更生債権

⑴　「上振れ部分」から弁済を受けた場合

「本弁済」が実施され、「関係更生担保権者」が「上振れ部分」から追加弁済を受けた場合、当該更生担保権者の「担保権異議一般更生債権」は、当該追加弁済額の範囲で更生計画認可決定時に遡って減額されたものとみなす。

⑵　弁済額の調整

上記⑴の場合、減額後の「担保権異議一般更生債権」について弁済額を再度算出し、本節第３項に従い、弁済する。その際、既払済みの金額との間で必要な精算を行う。

第５節　弁済に関するその他の事項

１　弁済の場所

更生計画による弁済は、原則として債権者が指定する銀行口座への振込（振込手数料は更生会社負担）により行うものとする。ただし、債権者が銀行口座を指定しない場合には、更生会社の本店又は日本綜合地所株式会社の本店にて支払うことができるものとする。

公租公課については徴収権者の指定する場所において支払う。

２　休日の処理

弁済日が銀行休業日の場合は、翌営業日に弁済を行う。

３　端数の処理

更生担保権者及び更生債権者への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は切り捨てる。ただし、租税等の請求権については、かかる切捨ては行わない。

４　放棄、取下げ、相殺された更生債権等の取扱い

更生手続開始決定日の翌日以降に更生担保権又は更生債権の放棄、取下げ又は相殺が行われた場合の権利の変更及び弁済方法は、放棄、取下げ又は相殺が行われた後の残債権額を基準として行う。

５　債権譲渡等の取扱い

更生手続開始決定日の翌日以降に更生担保権又は更生債権の譲渡又は移転が行われた場合、権利の変更及び弁済方法は、譲渡又は移転の前の債権額を基準とする。

一部譲渡又は一部移転の場合は、免除額は新旧権利者双方がその債権額にて按分して負担する。

６　消費税等

本更生計画中の金額の表示は、全て消費税等込みの金額である。

第４章　共益債権の弁済

第１節　支払済共益債権及び未払共益債権

更生手続開始決定日から平成21年12月31日までに支払った共益債権及び平成21年12月31日現在の未払共益債権は、別表12「共益債権支払実績及び未払残高表」記載のとおりである。

第２節　共益債権の弁済方法等

本章第１節記載の債権のうち未払のもの及び平成22年１月１日から更生手続終了までの間に生ずる共益債権は、事業収益金その他をもって弁済期に随時弁済する。

第５章　少額更生債権等の弁済

更生手続開始申立てから平成21年12月31日までに、更生会社が会社更生法第47条第５項により、裁判所の許可を得て弁済した少額更生債権等は別表13「弁済した更生債権等一覧表（法47条第２項又は第５項に規定する許可を得て行った弁済）」記載のとおりである。

第６章　弁済資金の調達方法等

更生債権等の弁済資金の調達方法は、主として資産処分による。

第７章　更生会社の措置

１　会社の解散

更生会社は、更生計画認可決定時をもって解散する。

２　清算人等の選任

更生会社の清算人及び監査役に以下の者を選任する。管財人は、裁判所の許可を得て、清算人及び監査役の選任、変更、補充をすることができる。

清算人　澤野　正明（住所省略）

監査役　寺崎　大介

３　清算人等の任期

清算人及び監査役の任期は、清算の結了までとする。

４　清算業務

管財人は、更生計画に基づいて、会社の財産の管理・処分、公租公課の納付、更生担保権者・一般更生債権者に対する弁済、その他更生計画の遂行並びに会社の清算に必要な業務を行う。

５　現役員の退任

現役員は、更生計画認可決定日に、すべて退任する。

第８章　株主の権利の変更等

第１節　株主の権利の変更

１　更生会社による株式の取得

更生会社は、更生計画認可決定日に更生会社の発行済株式全てを無償で取得する。

２　発行済株式の消却

更生会社は、更生計画認可決定日に、本節第１項に基づいて取得した株式全てを消却する。

３　資本金の額の減少

⑴　更生会社は、資本金の額を以下のとおり減少する。

減少する資本金の額　４億9400万円

⑵　効力発生日

資本金の額の減少は、本章第２節に定める新株発行の効力発生時に、その効力を生じる。

第２節　新株の発行

１　新株発行

⑴　更生会社は、以下のとおり、新たに払込を受けて募集株式を引き受ける者を募集する。

①　募集株式の数　普通株式　１株

②　募集株式の払込金額　１株　１円

③　募集株式と引換えにする金銭の払込み期日

更生計画認可決定日

④　増加する資本金及び資本準備金に関する事項　増加する資本金　１円

増加する資本準備金　０円

⑵　募集株式の割当て

上記⑴の募集株式は、次のとおり割り当てる。割当てを受けた者は当該株式を譲渡等処分する際には裁判所の許可を得なければならない。

管財人　澤野　正明　１株

２　配当の制限

更生手続中は、株主に対する配当は行わない。